

第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画
令和4年度事業実施状況の公表について

東大阪市子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課

令和4年度「第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」の事業実施状況について

本市では、ひとり親家庭の増加や地域の実情を踏まえ、平成18年3月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を、平成23年3月に「第2次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を、平成28年3月に「第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の自立支援を的確かつ総合的に推進していくために、関係機関と連携を図りながら、就業支援や子育て・生活面の支援、相談機能や情報提供の充実に努めてまいりました。第3次計画が令和2年度で終了することから、第3次計画の評価を踏まえ、令和3年度から2年間の「第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を令和3年3月に策定いたしました。本計画は、(1)生活の支援、(2)教育の支援、(3)ひとり親家庭等に対する就労の支援、(4)経済的な支援を4本の柱とし、施策の内容を充実させ、関係機関との連携を図りながら、総合的にひとり親家庭に対する施策を推進します。この度、令和4年度について各事業の実施状況の主なものについて公表します。

1. 計画の基本目標

基本目標	ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち
基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細やかな福祉サービスを提供し、また、ひとり親家庭の状況に応じた情報を積極的に提供し、ひとり親家庭の自立を支援する仕組み作りを進めます。 ・ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。 ・ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため社会に働きかけます。
施策の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活の支援～くらしを応援～ <ul style="list-style-type: none"> ①保護者の生活支援 ②関係機関が連携した包括的な支援の提供 ③住宅の支援 ④相談機能の充実 ⑤子どもの居場所づくり ⑥養育費の取り決めの推進 (2) 教育の支援～まなびを応援～ <ul style="list-style-type: none"> ①学校等での子どもへの支援 ②就学支援の充実 ③大学等進学に対する教育機会の提供 (3) ひとり親家庭等に対する就労の支援 <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭等に対する就労の支援 (4) 経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ①経済的支援

2. 主な事業の実績

計画の「第4章 具体的な自立支援プログラム、2. 具体的施策の方向」に掲載されている、ひとり親家庭自立促進に関する実施事業の主な実績を紹介します。

(1) 生活の支援 ～くらしを応援～

①保護者の生活支援

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
保育所（園）や認定こども園等への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所（園）や認定こども園等への入所の優先度を高めます。	令和5年4月1日 新規入所 1903 人中ひとり親家庭 144 人	施設利用相談課
病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気等の「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童を預かり保育や看護を行います。	【民間分】 実施箇所数 3か所 延べ利用児童数：1037人	施設給付課
		【公立分】 利用児童数 0人	保育課
留守家庭児童育成クラブの充実	小学生（1～6年生）を対象とし、放課後に保護者が労働等により家庭にいない児童を預かり、児童の健全な育成を図ります。	入会児童数 4,148人（令和4年5月1日現在）	青少年教育課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	<p>【ショートステイ】 保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害等の理由により一時的に家庭において養育できない場合に、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行っています。</p> <p>【トワイライトステイ】 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合等に、夕刻から夜までの間、子どもを預かり養育を行っています。</p>	<p>ショートステイ利用実績 延 30 人、延 225 日</p> <p>市民税非課税世帯でひとり親世帯については、利用者負担額0円としている。</p>	子ども相談課

ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	登録会員数 398 人 援助会員 105 人 依頼会員 281 人 両方会員 12 人 援助活動 1441 件 会員養成講座(3回)、交流会(2回)、子育て講座(4回)	施設給付課
----------------------	--	---	-------

②関係機関が連携した包括的な支援の提供

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
小地域ネットワーク事業	地域の高齢者、障害者(児)、及び子育て家庭等、支援を必要とする人が安心して生活できるように、地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。	子育て中の親に対する個別援助活動 延7,425回 グループ援助活動(子育てサロン)の参加者 延294人	地域福祉課
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員が、ひとり親家庭の抱える悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介等、関係機関と連携して見守っています。 【コミュニティソーシャルワーカー】 高齢者や障害者、子育て中の方等の暮らしの中の困りごとや悩みごとに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎ等をするなど、課題を解決するための支援を行っています。	コミュニティソーシャルワーカー 相談人数 1,046人 相談内容による分類 53,920件 うち、子育て・子どもの教育に関すること 2,104件	地域福祉課
		民生委員・児童委員による相談支援件数 令和4年度 16,972件	生活支援課
		母子福祉推進委員による相談件数 延88件	子ども家庭課
母子・父子自立支援員による相談活動	各福祉事務所に配属された母子・父子自立支援員が、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談等、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたっています。	相談件数 566件	子ども家庭課 各福祉事務所

⑤子どもの居場所づくり（居場所づくりによる支援）

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築します。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行います。	本市における子どもの居場所が広がるように、小学生を対象として、地域の子どもの居場所において、学校の宿題や自主学習の補助を行うことで、学習習慣の定着を目的とする事業。併せて、子どもの居場所でレクリエーションや施設利用者との交流なども実施した。 令和4年度当初は令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で市内10カ所のうち6カ所のみでの実施となったが令和4年11月に1カ所新規開設し、7カ所での実施となった。	子ども家庭課
生活困窮者自立支援事業（学習等支援事業）	生活保護世帯や生活困窮世帯等の子どもたちの健やかな育成を推進するため、学習支援や子どもへの居場所の提供等の取組により、貧困の連鎖の防止に繋げることを目的とし、中学生を対象に事業を実施しています。	令和4年度は新型コロナの影響もあったが、5月より事業をスタートさせた。 毎週火曜日または木曜日に本庁もしくはユトリートにて、中学生を対象に実施しており、参加人数は24名、開催回数は50回、延べ373名	生活支援課

⑥養育費確保に関する取り決めの促進

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
養育費・離婚前相談事業	離婚前相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を図っています。	法律相談 53人	子ども家庭課
養育費確保支援事業	継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分	<支給件数> 養育費保証促進補助金 1件 公正証書等作成支援補助金 19件	子ども家庭課

	を補助します。なお、1件当たりの補助の上限額は50,000円です。		
--	-----------------------------------	--	--

(2) 教育の支援 ～まなびを支援～

①学校等での子どもへの支援

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
スクールカウンセラーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置しています。	全中学校区に府費でスクールカウンセラーを配置。 カウンセラー相談回数 児童生徒より 延2,195回 保護者より 延1,505回 教員より 延6,311回 全中学校区において、定期的開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議にスクールカウンセラーが参画。	学校教育推進室
スクールソーシャルワーカーの配置	児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等への対応にあたって福祉的な専門的知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・15小学校を拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置。 ・園児・児童・生徒のケース会議に、スクールソーシャルワーカーを派遣。(いじめ・不登校・虐待など) ・全中学校区において、定期的開催されるいじめ・長欠・不登校対策ブロック会議に、派遣要請に応じてスクールソーシャルワーカーが参画。 ・福祉との接続のため、関係機関と連携、同行支援等を実施 	学校教育推進室
教育・発達相談事業 「相談員派遣事業」 「電話相談」	教育センターの相談員を派遣し、市立学校園における相談機能の充実を図ります。また、子どもや保護者・市民向けの電話相談窓口を設置し、子ども自身が抱える悩みや子どもの養育等の悩みに関する相談を行います。	「派遣相談」活動回数 5,423回 「電話相談」受付件数 185件	教育センター
留守家庭児童育成事業	留守家庭児童育成事業は、労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を	入会児童数 4,148人 (令和4年5月1日現在)	青少年教育課

	<p>図るための事業です。本市では、平成30年度から公募により選定された事業者が運営主体となり、市の委託を受けて学校敷地内で運営しています。現在、本市では50クラブを開設しており、内38クラブは民間事業者、9クラブはNPO法人、3クラブは一般社団法人が運営しています。</p>		
--	--	--	--

③大学等進学に対する教育機会の提供

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	<p>母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等を対象として、修学資金・就学支度資金等を貸付する制度です。</p> <p>※貸付金には、有利子・無利子のものがあります。</p>	<p>新規貸付 0件</p> <p>継続貸付 3件 1,136,000円</p>	子ども家庭課

(3) ひとり親家庭等に対する就労の支援

①ひとり親家庭等に対する就労の支援

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に就業支援講習会や就業相談等を実施しています。	<p>就業相談 62人</p> <p>就業支援講習会 パソコン初級（ワード・エクセル試験対策）講座、介護職員初任者研修、実務者研修、登録販売者試験対策講座など12講座 34人受講</p>	子ども家庭課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	<p>【自立支援教育訓練給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母や父子家庭の父に対し経費の一部を支給しています。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】 母子家庭の母や父子家庭の父が就職の促進に効果の高い資格の取得を目指すために養成機関で修業する場合に、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金 6件 307,530円 ・高等職業訓練促進給付金 30件 38,862,000円 ・高等職業訓練修了支援給付金 7件 350,000円 	子ども家庭課

母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に対応した自立支援プログラムを母子・父子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、きめ細かく継続的な自立・就労支援を実施しています。	プログラム策定件数 5件	子ども家庭課 各福祉事務所
地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行っています。	相談件数 180件 うち、ひとり親家庭の親の就労相談件数 0件	労働雇用政策室
就活ファクトリー東大阪	39歳以下の若者と女性（女性は年齢制限無し）を対象に、相談及びキャリアカウンセリング業務と各種セミナー及び企業・人材交流業務を実施しています。	ひとり親に特化した事業ではない（ひとり親というカテゴリーでの集計は実施していない） 対象：39歳以下と女性（年齢不問） 新規登録者数 873名 相談件数 1,204件 就職者数 406名 セミナー回数 208回 セミナー参加者数 1,629名	労働雇用政策室
保護者の学び直しの支援の検討	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために、ひとり親家庭の親の学び直しの支援を検討します。	相談件数 0件 受講修了時給付金受給件数 0件 合格時給付金受給件数 0件	子ども家庭課
トライアル雇用支援金の活用促進	国（ハローワーク）はトライアル雇用奨励金制度により、母子家庭の母等の雇入れを促進しており、本市においても、事業所に対して、若年者等トライアル雇用支援金制度により補助しており、母子家庭の母、父子家庭の父等の雇入れを促進するよう働きかけます。	1事業所1件	労働雇用政策室

(4) 経済的支援

①経済的支援

施策名	内 容	令和4年度事業実績	所管課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	20才未満の子どもを養育している母子家庭、父子家庭への貸付制度です。 (貸付の種類) 修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など。	新規貸付 0件 継続貸付 3件 1,136,000円	子ども家庭課 各福祉事務所
ひとり親家庭医療費の助成	児童扶養手当、遺族年金等を受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親(父、母または養育者とその子)の方が、医療機関等で受診したときに支払う保険診療にかかる自己負担額の一部を助成しています。	124,992件	医療助成課
児童扶養手当事業	ひとり親家庭(父または母が政令で定める程度の障害の状態にある場合等も含む)の父母、または父母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する制度です。支給期間は児童が18歳に達した日以後の最初の3月末まであるいは、政令に定める程度の障害がある場合は20歳未満までです。 ※所得制限あり。	年度末受給者数 4,125人	国民年金課